

四谷地区における区立小学校の
通学区域の見直しについて

令和6年4月
新宿区教育委員会

四谷地区における区立小学校では、現在、児童数が増加している小学校と児童数が少ない小学校があります。

四谷小学校では、児童数の増加に対応するために、増築校舎の建設を進めており、令和 7 年度 2 学期からの供用開始に向けて、普通教室の確保を図っているところです。

一方で、近隣の花園小学校では単学級（一学年一学級）であり、児童数の増加を望む声が地域から寄せられている状況です。

そうした課題を加味した対応策の一つとして、四谷地区における区立小学校の教育環境の維持向上を図るために、区立小学校や未就学児の保護者及び地域活動団体の代表者等を委員とする「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しや緩和等の検討を行いました。

検討協議会では、5 回にわたる協議を行い、令和 6 年 3 月に「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会のまとめ」（以下「検討協議会のまとめ」という。）を作成しました。検討協議会のまとめの中では、通学区域の見直しを検討する上で、学習環境など子どもの学びを確保することを第一優先に考えるべきことや、兄弟姉妹がいる未就学児や、四谷小学校への入学を見据えて引っ越しをしたご家庭などのために、経過措置を設定することの重要性が示されています。

また今回の検討と合わせて、四谷地区における区立小学校の教育環境を高めていくために、子どもが安全かつ安心して学校生活等を送れることや、各学校の魅力や特色を広く子どもや保護者に周知するよう情報発信の強化に取り組んでいくことの大切さが示されています。

新宿区教育委員会は、検討協議会のまとめの趣旨を踏まえ、「四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しについて」を定めました。

通学区域の見直し

(1) 見直し対象地域

四谷小学校の通学区域のうち、以下の地域を花園小学校の通学区域とする。

- ・四谷四丁目(2番地、3番地及び8番地から34番地まで)
- ・富久町(8番及び9番)

(2) 見直し理由

通学区域の見直しにより、以下の①～③による効果として、児童の教育環境の向上や登下校時の負担軽減が期待され、かつ中学校の通学区域との一致を維持することができるため。

- ①四谷小学校の児童数の減少
- ②通学距離が短くなること
- ③花園小学校の児童数の増加

(3) 適用時期と対象児童

①適用時期 令和7年4月1日

②対象児童 適用日以降に入学(転入学及び編入学を含む。)するもの

※適用日前に入学した児童については、対象としない。

経過措置

(1) 経過措置

見直し対象地域に居住する対象児童は、希望により四谷小学校を就学先の学校として選択できることとする。

(2) 経過措置期間

経過措置期間は、令和7年4月1日から「当分の間」とする。

※経過措置は、今後の四谷小学校及び花園小学校への就学状況を鑑みて対応が必要と認められる期間において継続する。

(参考)

通学区域の見直しと合わせた、花園小学校のさらなる教育環境向上等の取組み

○学校のセキュリティ強化について

花園小学校の校庭へのフェンスの設置（令和6年度中に実施予定）

○通学路の安全確保について

小学校の通学路について、必要に応じた学童擁護員の増配置を実施

○施設の改修について

花園小学校の外壁改修（令和6年度実施予定）、校庭改修（令和7年度実施予定）

○放課後の子どもの活動場所の確保について（子ども家庭部所管事業）

花園小学校内に学童クラブを開設（令和7年度に開設予定）